

令和3年(2021年)5月10日

競技団体代表者様

公益財団法人山口県体育協会
会長 村岡 嗣 政

新型コロナウイルス感染症への対応について（再通知）

平素より当協会のスポーツ推進事業に対し、格別の御理解と御協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、4月26日付文書にて新型コロナウイルス感染防止対策について発出したところですが、全国的に変異ウイルス感染拡大が止まらず、「緊急事態宣言」が6都府県、「まん延防止等重点措置」が9道県に5月31日まで適用されることが決定しています。

県内各地域においても第4波が到来しており、3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生し、県内での感染が拡大しないよう最大限の注意を払い、対応していく必要があります。5月7日付で発出された山口県知事メッセージの趣旨を鑑み、貴団体におかれましては、下記の対応を徹底されるよう改めてお願いいたします。

記

○競技活動について

県をまたぐチーム等の招へい、練習試合、遠征等は、監督等個人で判断することなく、所属長等の判断を得るなど組織的な対応をお願いします。

※競技団体において実施する小学生、中学生、高校生を参集する日常活動について、次の点に留意し、実施すること。

- ・ 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることは徹底的に回避するように取り組むこと
- ・ 密集した状態での長時間の練習はさけること
- ・ マスクの使用、手指消毒などを励行すること
- ・ 競技者に発熱等の風邪の症状が見られるときは、競技活動に参加させないこと
- ・ 競技ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を、引き続き徹底すること
- ・ 競技活動について、競技者の健康・安全の確保のため、競技者に任せるのではなく、指導者が競技活動の実施状況を把握すること

併せて、競技団体ジュニアクラブの県外での諸活動については、競技団体より競技者が通う関係学校長へあらかじめ文書等で協力依頼をするなど情報共有に努め、両者において競技者の健康管理を徹底すること

- ・ 施設等から求められる感染防止対策へ協力すること
- ・ 県や市、教育委員会等から活動自粛等の協力要請や通知が出た場合、適切な対応をすること

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県政資料館2階
公益財団法人山口県体育協会
TEL : 083-933-4697 FAX : 083-933-469